（仮称）新熊谷衛生センター整備事業

実施方針

令和８（２０２６）年７月３日

熊谷市

＜目次＞

第１ 特定事業の選定に関する事項 1

１ 事業内容に関する事項 1
２ 特定事業の選定及び公表に関する事項 5

第２ 民間事業者の募集及び選定に関する事項 6

１ 事業者の募集及び選定方法 6
２ 事業者の募集及び選定の手順 6
３ 入札参加者の備えるべき参加資格要件 7
４ 審査及び提案書の取扱いに関する事項 10

第３ 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項 11

１ 基本的考え方 11
２ 予想されるリスクと責任分担 11
３ 事業の実施状況のモニタリング 11

第４ 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項 12

１ 計画地に関する事項 12

第５ 事業契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項 13

１ 係争事由に係る基本的な考え方 13
２ 管轄裁判所 13

第６ 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項 14

１ 事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合 14
２ 本市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合 14
３ 当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合 14
４ その他 14

第７ 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項 15

１ 法制上及び税制上の措置に関する事項 15
２ その他の支援 15

第８ その他特定事業の実施に関し必要な事項 16

１ 市議会の議決 16
２ 情報提供 16
３ 応募に伴う費用負担 16
４ 実施方針に関する問合せ先 16

様式第１号　実施方針に対する質問及び意見書 17

別紙１　計画地案内図 18

別紙２　事業スキーム図 19

別紙３　予想されるリスク及び本市と事業者のリスク分担表 20

熊谷市（以下「本市」という。）は、（仮称）新熊谷衛生センター整備事業（以下「本事業」という。）を、民間の資金、技術的能力の活用により、効率的かつ効果的な事業推進を図るため、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成 11 年法律第 117 号。以下「ＰＦＩ法」という。）に準ずる事業として実施することを予定している。本事業に関し、ＰＦＩ法に準じて特定事業の選定及び特定事業を実施する民間事業者の選定を行うに当たって、ＰＦＩ法第５条第１項の規定により実施方針を定めたので、同条第３項の規定に基づき公表する。

●用語の定義

実施方針で使用する用語は、本文中において特に明示されるものを除き、「用語の定義」において定められた意味を有する。

用語	定義
本市	埼玉県熊谷市をいう。
組合	大里広域市町村圏組合をいう。大里広域市町村圏組合は熊谷市、深谷市、寄居町の２市１町で構成する一部事務組合である。
構成市町	組合を構成する熊谷市、深谷市、寄居町の２市１町を総称していう。
本事業	（仮称）新熊谷衛生センター整備事業をいう。
特定事業の選定	民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）第７条に規定されている事項。本事業においては、ＰＦＩ事業に準じたＤＢＯ方式を採用することから、これにより実施することが適切であると公共施設等の管理者等が認める事業を選定することをいう。
工場棟	本市で発生する、住民及び事業者が排出する可燃ごみ等の処理をするとともに、処理に伴い発生するエネルギーを回収し発電等を行うエネルギー回収型廃棄物処理施設をいう。
管理棟	事務室、研修室、会議室、休憩室、更衣室等、本施設を管理するための施設をいう。
渡り廊下	管理棟と工場棟を結ぶために設ける廊下をいう。
計量棟	本施設に搬入される可燃ごみ等を計量する施設をいう。
雨水流出抑制施設	「埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例」に基づき、本施設敷地内に設置する施設をいう。
外構施設等	駐車場、構内道路、植栽、門・囲障等をいう。
本施設	工場棟、管理棟、計量棟、雨水流出抑制施設、外構施設等の本事業で整備する施設を総称していう。
解体対象施設	本施設の整備に伴い、解体を予定している熊谷衛生センター第一工場、熊谷衛生センター第二工場及び附帯する施設等をいう。
隣地施設（（仮称）アクアピア２）	本施設の整備時期に合わせて、熊谷市が新たに本施設の隣接地に整備することを計画している水浴設備を有した施設等を総称していう。
ＤＢＯ方式	Design（設計）、Build（建設）、Operate（運営）を民間事業者に一括して委ねる民活事業手法をいう。
ＳＰＣ	選定された入札参加者の構成企業のうち、構成員が本事業の運営を実施するために株主として出資し設立する特別目的会社（Special-Purpose-Company）をいう。
事業者	本市と本事業の基本契約を締結する事業者をいう。選定された入札参加者の構成企業及びＳＰＣで構成される。
設計・建設企業	事業者のうち本施設の設計及び建設を行う者をいう。
運営企業	事業者のうち本施設の運営及び維持管理を行う者をいう。
入札参加者	本事業の入札に参加する企業若しくは企業グループをいう。
構成企業	入札参加者を構成する企業をいう。
代表企業	入札参加者を代表する企業をいう。ＳＰＣの最大出資者となる。
構成員	構成企業のうち、ＳＰＣへ出資する企業をいう。
協力企業	構成企業のうち、ＳＰＣへ出資しない企業をいう。
建設ＪＶ等	本市と建設工事請負契約を締結する設計・建設企業による共同企業体をいう。なお、設計・建設企業が単一の同一企業である場合は組成する

用語	定義
	必要はない。
基本協定	落札者決定後、速やかに本市と落札者が締結するものであり、特定事業契約締結のために、必要とする権利、義務及び手続について定めるものをいう。
基本契約	事業者に本事業を一括で発注するために、本市と事業者で締結する契約をいう。
建設工事請負契約	本事業の設計及び建設の実施のために、基本契約に基づき、本市と建設ＪＶ等（設計・建設企業が単一の同一企業である場合は建設事業者）が締結する契約をいう。
運営委託契約	本事業の運営及び維持管理の実施のために、基本契約に基づき、本市とＳＰＣが締結する契約をいう。
特定事業契約	基本契約、建設工事請負契約及び運営委託契約の３つの契約をまとめた総称をいう。
モニタリング	事業者が実施する整備及び運営の実施状況についての本市の監視をいう。

第１　特定事業の選定に関する事項

１　事業内容に関する事項

(1)　事業名称

（仮称）新熊谷衛生センター整備事業

(2)　対象となる公共施設等の種類

エネルギー回収型廃棄物処理施設

(3)　公共施設等の管理者

熊谷市長　小林哲也

(4)　事業目的

本市では、これまで組合による管理運営のもと、熊谷衛生センター第一工場及び第二工場並びに深谷清掃センター及び江南清掃センターの４施設（以下「現施設」という。）で熊谷市、深谷市及び寄居町の可燃ごみの共同処理を行ってきた。いずれの施設も供用開始から 20 年以上が経過し長寿命化工事を経て現在も稼働しているが、老朽化により更新を検討する段階にある。

そうした中、「熊谷市 深谷市 寄居町 大里広域市町村圏組合の解散に関する基本協定書」が令和７年２月 28 日に締結され、組合は解散されることになり、これまで共同処理をしていた、ごみ焼却施設の建設及び管理運営に関する事務が、構成市町に承継されることとなった。

本事業は、現施設のうち解体を予定している熊谷衛生センター及び江南清掃センターを統合し、本市単独で（仮称）新熊谷衛生センターの整備及び運営を行うものである。

併せて、本事業において、本市が（仮称）新熊谷衛生センターの整備及び運営の業務を民間事業者に一括かつ長期的に委ねることにより、民間事業者が創意工夫をし、本事業における本市の財政負担の縮減及び公共サービス水準の向上を図ることを目的としている。

(5)　本施設の概要

表１　本施設の概要

項目	概要等
建設予定地	埼玉県熊谷市西別府 583 番地１
敷地面積	約 34,000 ㎡
施設規模	198t/24h（99t/24h×2 炉）
処理方式	ストーカ方式
燃焼ガス冷却設備	ボイラー及び水噴射ガス冷却設備
排ガス処理設備	減温塔、バグフィルタ、HCl・SOx 除去設備、排ガス再加熱器（必要に応じ）、脱硝設備（必要に応じ）
余熱利用設備	発電設備（発電効率 19.0%以上） 余熱供給設備（隣地施設（（仮称）アクアピア２）への供給を予定）

項目	概要等
給水設備	生活用　　：上水 プラント用　：上水・井水・雨水使用
排水処理設備	プラント排水　：下水道放流 生活排水　　：同上
管理棟、渡り廊下、計量棟、雨水流出抑制施設、外構施設等	

(6)　処理対象物

可燃ごみ、し尿処理汚泥及び災害ごみとする。

(7)　事業内容

ア　事業方式

本事業は、ＰＦＩ法に準じて実施する事業であり、事業者が、本市の所有となる本施設について整備及び運営を一括して受託するＤＢＯ方式とする。

イ　契約の形態

（ア）　本市と事業者は、基本契約を締結する。

（イ）　基本契約に基づいて、本市は、設計・建設企業による建設ＪＶ等（設計・建設企業が単一の同一企業の場合は当該企業。以下「建設事業者」という。）と本事業に係る建設工事請負契約を締結する。

（ウ）　基本契約に基づいて、本市は、ＳＰＣと運営委託契約を締結する。

（エ）　基本契約、建設工事請負契約、運営委託契約の３つの契約をまとめた特定事業契約の各々についての締結主体を「別紙２　事業スキーム図」に示す。

ウ　事業期間

事業期間は、次のとおりとする。なお、本施設は、運営開始後 35 年以上にわたって使用する予定である。

（ア）　設計・建設等期間（②以降の工程は参考とし、提案を可とする。）

① 工場棟の設計・建設
・令和９年 12 月末から令和 14 年３月末までの４年３か月間

② 熊谷衛生センター第二工場の解体
・令和 14 年４月から令和 15 年９月末までの１年６か月間

③ 管理棟及び計量棟の新設
・令和 15 年 10 月から令和 16 年９月末までの１年間

④ 熊谷衛生センター第一工場の解体
・令和 16 年 10 月から令和 18 年３月末までの１年６か月間

⑤ 外構ほかの整備
・令和 14 年４月から令和 18 年３月末までの４年間

（イ）　運営及び維持管理期間

① 工場棟の運営及び維持管理
・令和 14 年４月から令和 34 年３月末までの 20 年間

② 管理棟及び計量棟の運営並びに維持管理（前項提案による。）
・令和 16 年 10 月から令和 34 年３月末までの 17 年６か月間

③ 外構ほかの運営及び維持管理

・令和 18 年４月から令和 34 年３月末までの 16 年間

エ　事業期間終了後の措置

事業者は、事業期間終了時に本施設を本市の定める明渡し時における施設の要求水準を満足する状態を保って、本市に引き継ぐものとする。

オ　事業の対象となる業務範囲

（ア）　事業者が行う業務

① 事前調査等に関する業務

- 測量、地質等の本市が提示する調査結果以外に必要となる調査（事業者が追加的に行うものを除く。）
- 本市の循環型社会形成推進交付金（以下「交付金」という。）申請支援
- 本市が行う許認可申請支援
- 建設工事に係る許認可申請
- 近隣対応（事業者が負担すべき範囲）
- 事前予約制によるごみ搬入にかかる支援（計量システムとの連動ほか）
- アスベスト、ダイオキシン類等調査
- 土壌汚染状況調査（地歴調査以降を対象とする。）

② 本施設の設計及び建設に関する業務

- 本施設の設計
- 本施設の建設
- 解体対象施設の解体工事及び土壌汚染対策工事
- 生活環境影響調査の事後調査の支援

③ 本施設の運営及び維持管理に関する業務

- 事業者が料金徴収代行した料金の収納事務
- 廃棄物の受入管理業務（直接搬入ごみの料金徴収を含む。）
- 運転管理業務
- 用役管理業務
- 維持管理業務
- 環境管理業務
- 情報管理業務
- 余熱利用業務（隣地施設（（仮称）アクアピア２）への余熱供給を含む。）及び余熱利用管理業務
- 啓発業務（施設見学に関する一般市民等からの受付を含む。なお、社会科見学や行政視察の受付は事業者が行うものとする。）
- 近隣住民対応（本施設にて直接の対応を行う場合）
- その他関連業務

④ その他の業務

- 必要な諸官庁届出等（事業者が行うべきもの）
- 本市が行う諸官庁届出等の支援
- 本市が行う近隣住民対応の支援

（イ）　本市が行う業務

① 事前調査等に関する業務

- 土壌汚染状況調査（地歴調査まで）
- 施設の稼働に係る生活環境影響調査
- 施設設置に係る届出
- 隣地施設（（仮称）アクアピア２）の整備に関する事項

② 本施設の設計及び建設に関する業務

- 電力の引込（負担金の支払い）
- 下水道管布設工事（敷地境界まで）

・ 事業者が行う施設の設計及び施工の監理
・ その他これらを実施するうえで必要な業務

③ 本施設の運営及び維持管理に関する業務
・ 事業者が料金徴収代行した料金の収納事務（未納者への督促）
・ 可燃ごみ等の収集及び本施設への搬入
・ 危険物・有害物・適正処理困難物の処分（本市所掌とするもの）
・ 余剰電力の売電先の選定
・ 焼却灰（主灰・飛灰）の搬送及び処分
・ 事業者が行う施設の運営及び維持管理のモニタリング
・ その他これらを実施するうえで必要な業務
・ 隣地施設（（仮称）アクアピア２）の運営に関する事項

④ その他の業務
・ 近隣対応（本市が負担すべき範囲）
・ 必要な諸官庁届出等（交付金申請など本市が行うべきもの）

カ　事業者の収入

本事業における事業者の収入は、次のとおりである。

（ア）　本施設の整備に係る対価

本市は、本施設の設計・建設業務に係る対価について、施設整備費として建設ＪＶ等又は建設事業者に支払う。支払いは、基本的に出来高に応じて支払うものとする。

（イ）　本施設の運営及び維持管理に係る対価

本市は、事業者が実施する本施設の運営及び維持管理業務に係る対価を、委託料として運営及び維持管理期間にわたってＳＰＣに支払う。委託料は、消費者物価指数等の物価指標に基づき、年に１回改定することができるものとする。なお、委託料は、固定料金と変動料金（可燃ごみ等の処理量に応じて変動）で構成されるものとする。

キ　本市が申請を予定している交付金について

本市は、本事業の実施に関して、循環型社会形成推進交付金の申請を予定している。交付金の申請等の手続は本市において行うが、民間事業者は申請手続に必要な書類の作成等について本市を支援するものとする。

(8)　関係法令等の遵守

本市及び事業者は、本事業を実施するに当たり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃掃法」という。）をはじめ必要な関係法令、条例、規則及び要綱等を遵守しなければならない。

(9)　地域貢献

事業者は、本市内に本店所在地を有する地元企業が対応可能な工事等については、地元企業へ工事や資材調達の発注を行うよう努め、運営に際しても本市内での雇用促進・地元発注に努めるものとする。

(10)　余熱利用計画

事業者は、本施設での焼却処理により発生する熱エネルギーを利用した発電を行い、電力として本施設内で利用するとともに余剰電力は電力会社等へ売電する。

売電収入は、本市に帰属するものとするが、事業者は当該売電収入の向上を十分考慮し、運営及び維持管理業務を行う。

併せて事業者は、本施設で発生した余剰の熱エネルギーを隣地施設（（仮称）アクアピア２）へ供給する。

２　特定事業の選定及び公表に関する事項

(1)　選定基準

本事業をＰＦＩ法に準ずる事業として実施することにより、事業期間を通じた本市の財政負担の縮減を期待できる場合、又は本市の財政負担が同一の水準にある場合において公共サービスの水準の向上を期待できる場合、本事業を特定事業として選定する。

(2)　選定方法

本市の財政負担見込額の算定に当たっては、将来の費用と見込まれる財政負担の総額を算出のうえ、これを現在価値に換算することにより評価を行う。また、公共サービスの水準については、できる限り定量的な評価を行うこととするが、定量化が困難な場合には客観性を確保したうえで定性的な評価を行う。

(3)　選定結果の公表

本市は、特定事業の選定を行ったときは、その判断の結果を評価の内容と合わせ、速やかに公表する。また、特定事業の選定を行わないことにしたときも、同様に公表する。なお、選定結果の公表は、公告の手続をもって行う。

第２　民間事業者の募集及び選定に関する事項

１　事業者の募集及び選定方法

本市は、本事業への参加を希望する事業者を広く公募し、透明性及び公平性の確保に十分留意して事業者を選定する。なお、事業者の募集及び選定は、総合評価一般競争入札により行う。

２　事業者の募集及び選定の手順

(1)　事業者の募集及び選定スケジュール（予定）

本事業における事業者の募集及び選定スケジュール（予定）は、次のとおりとする。

表２　募集及び選定スケジュール（予定）

令和８年７月３日(金)	実施方針の公表
令和８年７月６日(月) ～７月 31 日(金)	実施方針に対する質問及び意見の受付
令和８年８月 17 日(月)	実施方針に対する質問及び意見への回答の公表
令和８年 11 月 中旬	特定事業の選定・公表
令和９年２月　上旬	入札公告（入札説明書等の公表）
令和９年３月　上旬	入札説明書等に対する質問の受付（第１回）
令和９年３月　下旬	入札説明書等に対する質問への回答の公表（第１回）
令和９年４月　上旬	参加表明書、参加資格審査申請書類の受付
令和９年４月　中旬	参加資格審査結果の通知
令和９年４月　下旬	入札説明書等に対する質問の受付（第２回）
令和９年５月　中旬	入札説明書等に対する質問への回答の公表（第２回）
令和９年６月　中旬	入札書類の受付
令和９年８月　下旬	プレゼンテーション及びヒアリング
令和９年８月　下旬	落札者の決定及び公表
令和９年９月　上旬	基本協定締結
令和９年 10 月 下旬	仮契約締結
令和９年 12 月 下旬	本契約締結

(2)　応募手続等

ア　実施方針に対する質問及び意見の受付

実施方針に対する質問及び意見を、様式第１号により以下のとおり受け付ける。

（ア）　受付期間：令和８年７月６日（月）～７月 31 日（金）午後３時必着

（イ）　提出方法：質問及び意見の提出方法は、原則として、添付の様式第１号に記入のうえ、電子メールに記入済みの同様式のファイル（Microsoft Excel 形式）を添付し、

本市事務局に送信して提出すること。なお、総容量は５メガバイト以内に留意すること。

・ 事務局

〇E-mail　：kankyosuishin[a]city.kumagaya.lg.jp（[a]を@に変換）
〇郵送先　：〒360-0192 熊谷市江南中央一丁目１番地
　　熊谷市　環境部環境推進課
〇電話　　：048－536－1549

イ　実施方針に対する質問及び意見に対する回答の公表

提出された質問及び意見に対する回答は、令和８年８月 17 日（月）より、本市のホームページにおいて公表する。ただし、提出者名は公表しない。

ウ　特定事業の選定・公表

実施方針に関する質問及び意見を踏まえ、ＰＦＩ法に準ずる事業として実施することが適切であると認める場合、本事業を特定事業として選定し、令和８年 11 月中旬頃に公表する。

エ　入札公告（入札説明書等の公表）

本市は、令和９年２月上旬頃に入札説明書、要求水準書、基本協定書（案）、特定事業契約書（案）、落札者決定基準及び様式集を公表し、入札公告を行う。

３　入札参加者の備えるべき参加資格要件

(1)　入札参加者の構成等

入札参加者の構成等は、次のとおりとする。

ア　入札参加者は、設計・建設企業及び運営企業を含む単独又は複数の企業のグループ（一企業がこれらの役割を兼任し、１者で入札参加者を構成することも認める。）により構成されるものとし、次の（ア）から（ウ）に掲げる要件を満たすものとする。

（ア）　入札参加者は本市との交渉窓口となる企業１社を「代表企業」として定める。なお、「代表企業」は、本施設のうち工場棟のプラント設備の建設を担当する設計・建設企業とする。

（イ）　入札参加者の構成企業は、本事業の設計、建設又は運営を行う企業のうち、ＳＰＣに出資する構成員及びＳＰＣに出資しない協力企業から構成されるものとする。なお、構成員のみで入札参加者を構成することも可能とする。

（ウ）　構成企業のうち、工場棟のプラント設備を担当する設計・建設企業及び運営企業については、ＳＰＣに出資する構成員とする。

イ　参加表明書提出以後、入札参加者の構成企業の変更は、原則として認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、本市と協議のうえ、これを決定する。

ウ　入札参加者の構成企業は、原則として、他の入札参加者の構成企業になることはできない。

エ　落札者は、仮契約締結時までにＳＰＣを本市内に設立するものとする。ただし、本施設での登記は認めないこととする。

オ　入札参加者の構成企業以外の者の出資は認めない。また、代表企業の出資比率は出資者中最大とする。

(2)　入札参加者の要件

入札参加者の構成企業は、次の各号の要件を満たしていなければならない。

ア　共通の要件

（ア）　本事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財務能力を有していること。

（イ）　本事業を効率的かつ効果的に実施できる経験及びノウハウを有していること。

（ウ）　熊谷市令和９・10 年度競争入札参加資格を有していること。（代表企業・構成員）

イ　設計・建設企業の個別の要件

設計・建設企業のうち、本施設の建屋の設計及び建設を担当する設計・建設企業、工場棟のプラント設備の設計及び建設を担当する設計・建設企業にあっては、以下の要件を満たすものとする。

（ア）　工場棟のプラント設備の建設を担当する設計・建設企業にあっては、建設工事入札参加者名簿で清掃施設工事業の登録があること。

（イ）　建屋の設計を担当する設計・建設企業にあっては、建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。

（ウ）　建屋の建設を担当する設計・建設企業にあっては、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第３条第１項の規定による建築一式工事につき特定建設業の許可を受けていること。また、同種施設における解体工事について元請としての実績を有すること。

（エ）　工場棟のプラント設備の建設を担当する設計・建設企業にあっては、建設業法第３条第１項の規定による清掃施設工事の特定建設業の許可を受けていること。

（オ）　工場棟のプラント設備の設計及び建設を担当する設計・建設企業にあっては、地方公共団体の一般廃棄物処理施設について、以下の実績を有すること。

① 以下の②～⑤のすべての要件に当てはまるストーカ方式のごみ焼却施設の設計及び建設実績を１件以上有すること。

② 直近 10 年間の竣工（完成）実績があること。

③ 施設規模は 100t/24h 以上とし、２炉構成以上であること。

④ ボイラー・タービン式発電設備であること。

⑤ １年以上の稼働実績を有すること。

ウ　運営企業の個別の要件

運営企業は、以下の（ア）の共通の要件を満たすこと。なお、工場棟のプラント設備の運営を担当する運営企業については、（イ）の個別の要件を満たすものとする。

（ア）　運営企業の共通の要件

① すべての運営企業は、廃棄物中間処理施設の運転管理に直接起因し、廃掃法に基づく罰金以上の刑に処せられたことのある者においては、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から５年を経過していること。

② すべての運営企業は、本施設の運営に当たり、事業者の責務を達成するために必要な資格者を配置できること。

（イ）　運営企業の個別の要件

① 運営及び維持管理業務に係る現場総括責任者を、工場棟のプラント設備の試運転開始までに配置できること。

② 工場棟のプラント設備の運営を担当する運営企業にあっては、一般廃棄物を対象としたストーカ方式による全連続式焼却炉(施設規模100t/24h以上とし２炉構成以上)の運転管理実績を１件以上有していること。

③ 工場棟のプラント設備の運営を担当する運営企業にあっては、廃棄物処理施設技術管理者（ごみ処理施設）になり得る資格を有し、一般廃棄物を対象とした焼却施設の責任者の経験を有する技術者をエネルギー回収型廃棄物処理施設の試運転開始までに配置できること。

(3)　入札参加者の構成企業の制限

次に該当する者は、入札参加者の構成企業となることはできない。

ア　地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４の規定に該当する者

イ　本市において指名停止期間中である者

ウ　清算中の株式会社である企業については、会社法（平成 17 年法律第 86 号）に基づく特別清算開始命令がなされている者

エ　会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者

オ　ＰＦＩ法第９条の規定に該当する者

カ　本事業に係る支援事業に関与したパシフィックコンサルタンツ株式会社及び日比谷パーク法律事務所。また、これらと資本面及び人事面において関連のある者。(「資本面において関連のある者」とは、当該企業の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者若しくは当該企業が発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える

出資をしている者をいい、「人事面において関連がある者」とは、当該企業の代表権を有する役員を兼ねている者をいう。）

キ　「（仮称）新熊谷衛生センター整備事業審査会（以下「審査会」という。）」の委員と資本面及び人事面において関連のある者

(4)　参加資格の確認

参加資格の確認基準日は、参加表明書及び参加資格審査申請書類の提出期限日とする。ただし、参加資格確認後、契約締結までの期間に入札参加者の構成企業が上記参加資格要件を欠くこととなる事態が生じた場合には、当該入札参加者は失格とする。

４　審査及び提案書の取扱いに関する事項

(1)　提案内容の評価

提案書の評価は、審査会において行う。

(2)　審査の手順及び方法

ア　参加資格審査

本市は、参加表明時に提出する参加資格審査申請書類について、入札参加資格要件の具備を確認し、参加資格審査結果を入札参加者に通知する。

イ　入札書類審査

あらかじめ設定した「落札者決定基準」に従い、審査会が総合評価一般競争入札により入札書類の審査を行い、最優秀提案の評価を確定し、本市に提言する。

ウ　審査事項

審査事項は、入札公告時に公表する「落札者決定基準」に示すとおりとする。

エ　審査結果

本市は審査会の提言を受けて事業者を決定し、審査結果及び選定結果を公表する。

第３　民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

１　基本的考え方

本事業における責任分担の考え方は、本市と事業者が適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供を目指すものであり、本施設の整備及び運営の責任は、原則として事業者が負うものとする。ただし、本市が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、本市が責任を負うものとする。

２　予想されるリスクと責任分担

予想されるリスク及び本市と事業者の責任分担は、原則として別紙３に定めるとおりとし、責任分担の程度や具体的な内容については、特定事業契約に定めるものとする。

３　事業の実施状況のモニタリング

本市は、事業者が実施する本施設の整備及び運営について、モニタリングを行う。モニタリングの方法、内容等については、特定事業契約に定める。

第４　公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

１　計画地に関する事項

表３　計画地に関する事項

所在地	埼玉県熊谷市西別府 583 番地１
敷地面積	「熊谷衛生センター」敷地範囲内の約 34,000 ㎡ （別紙１図１参照）
用途地域	用途地域の指定のない区域
建ぺい率	60%
容積率	200%
緑地面積率	10%以上（熊谷市工場立地法地域準則条例による。） ※　内訳として、緑地が５%以上、緑地又は環境施設が５%以上必要となります。
都市施設	都市計画上「熊谷衛生センター」と位置づけられている区域内

第５　事業契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

１　係争事由に係る基本的な考え方

特定事業契約の解釈について疑義が生じた場合、本市と事業者は、誠意をもって協議するものとし、協議が整わない場合は、法令及び特定事業契約中に規定する具体的措置に従う。

２　管轄裁判所

特定事業契約に関する紛争については、さいたま地方裁判所を合意による第一審の専属管轄裁判所とする。

第６　事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

本事業において、事業の継続が困難となった場合には、次の措置をとるものとする。

１　事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

(1)　事業者の提供するサービスが、特定事業契約で定める事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行又はそのおそれが生じた場合、本市は事業者に対して改善勧告を行い、一定期間内に改善策の提出・実施を求めることができる。事業者が当該期間内に改善をすることができなかったときは、本市は、特定事業契約を解除することができる。

(2)　事業者が倒産し、又は事業者の財務状況が著しく悪化し、その結果特定事業契約に基づく事業の継続的履行が困難と合理的に考えられる場合、本市は、特定事業契約を解除することができる。

(3)　前２号の規定により本市が特定事業契約を解除した場合、事業者は、本市に生じた損害を賠償しなければならない。

２　本市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

(1)　本市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合、事業者は、特定事業契約を解除することができる。

(2)　前号の規定により事業者が特定事業契約を解除した場合、本市は、事業者に生じた損害を賠償する。

３　当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合

不可抗力その他、本市又は事業者の当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合、本市及び事業者は、事業継続の可否について協議する。

(1)　設計・建設期間においては、一定の期間内に協議が整わない場合、本市は、相手方に事前に書面でその旨を通知することにより、建設工事請負契約を解除することができる。その場合、運営委託契約についても解除することができる。

(2)　運営及び維持管理期間においては、本市及び事業者は、それぞれの相手方に事前に書面でその旨を通知することにより、運営委託契約を解除することができる。

４　その他

その他、事業の継続が困難となった場合の措置の詳細は、特定事業契約に定める。

第７　法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

１　法制上及び税制上の措置に関する事項

本市は、ＰＦＩ法に規定する法制上及び税制上の措置の支援を予定していない。

２　その他の支援

国等が実施する法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援を事業者が受けられる場合、本市は、受けることができるよう努める。

第８　その他特定事業の実施に関し必要な事項

１　市議会の議決

本市は債務負担行為の設定に関する予算議案について、令和８年 12 月市議会定例会に提出する予定である。また、特定事業契約の締結にかかり、建設工事請負契約について、議決の対象として、令和９年 12 月市議会定例会に提出する予定である。

２　情報提供

情報提供は、適宜、本市のホームページにおいて行う。

３　応募に伴う費用負担

応募に伴う費用は、すべて入札参加者の負担とする。

４　実施方針に関する問合せ先

本実施方針に関する問合せ先は、次のとおりとする。

熊谷市　環境部環境推進課　担当 清水・渡邊
〒360-0192
熊谷市江南中央一丁目１番地
電　話　　048-536-1549
ＦＡＸ　　048-536-2009
E-mail　　kankyosuishin[a]city.kumagaya.lg.jp
([a]を@に変換)

様式第１号　実施方針に対する質問及び意見書

※別添のエクセルファイルに記入し提出すること。

［様式第１号］

令和　　年　　月　　日

実施方針に対する質問及び意見

熊谷市長　小林哲也　宛

質問及び意見者　会社名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

所在地＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

担当者

氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

所　属＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

電　話＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

ＦＡＸ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

E-Mail＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（仮称）新熊谷衛生センター整備事業の実施方針に対して、以下の質問及び意見がありますので提出します。

■実施方針に対する質問

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容
(例)	1	第１	1	(1)	事業名称	○○○○…
1						
2						
…						

※記入欄は、必要に応じて追加してください。

■実施方針に対する意見

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	意見の内容
(例)	1	第１	1	(1)	事業名称	○○○○…
1						
2						
…						

※記入欄は、必要に応じて追加してください。

別紙１　計画地案内図

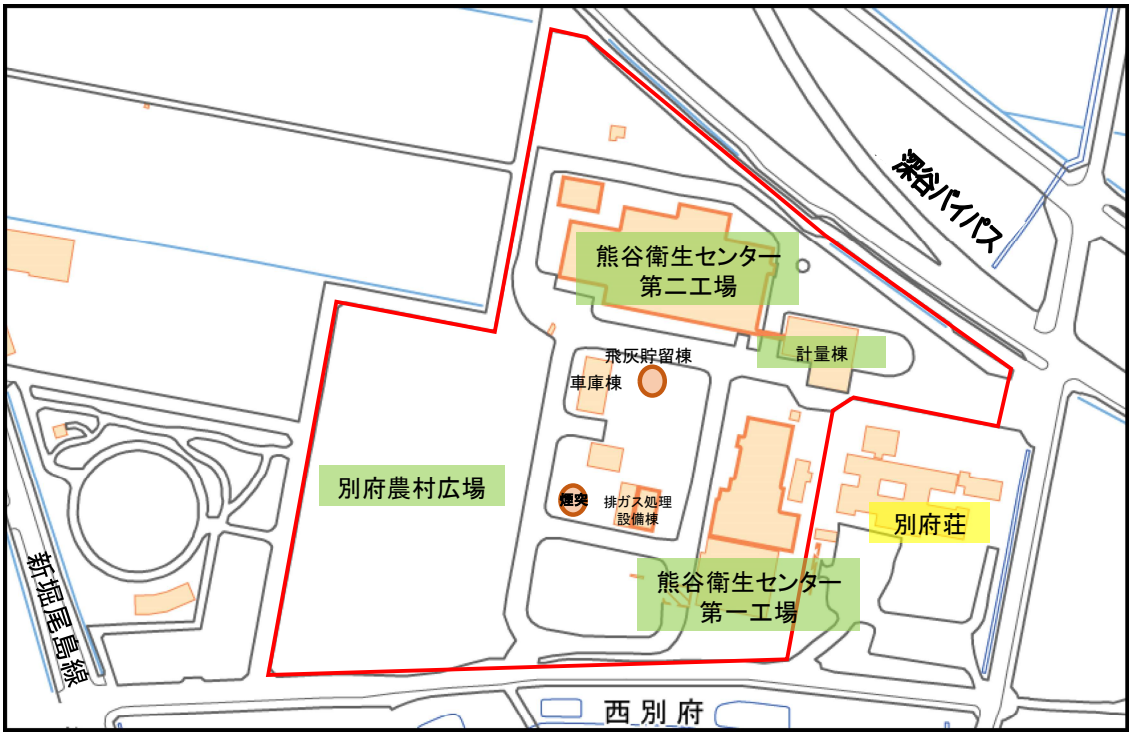

図１　計画地案内図（現況及び都市計画範囲（赤線内））

別紙２　事業スキーム図

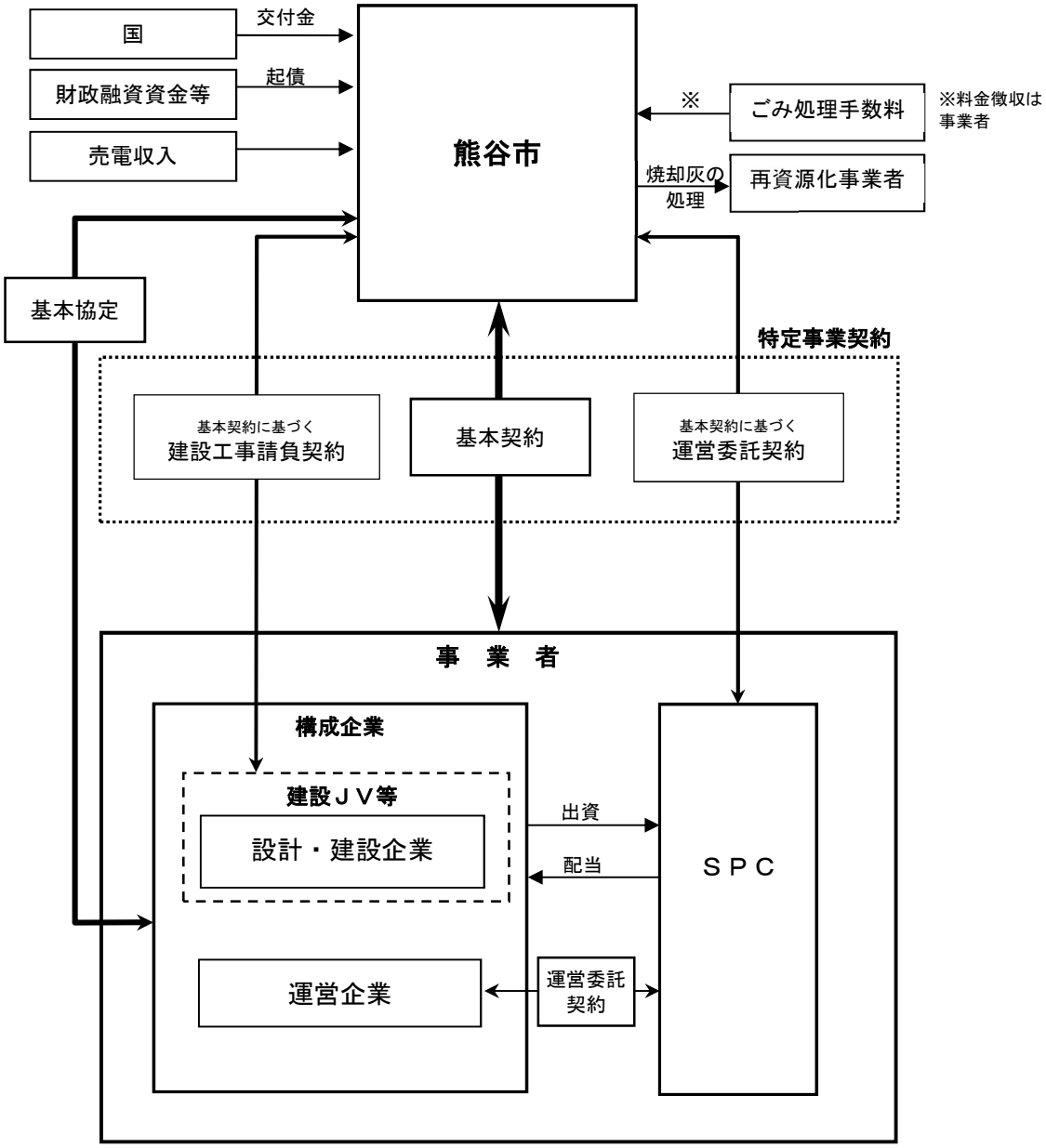

※上図は、ＳＰＣに出資する構成企業（構成員）のみで、入札参加者を構成した場合の例示である。

図２　事業スキーム図（例）

別紙３　予想されるリスク及び本市と事業者のリスク分担表

表　本事業における官民リスク分担（案）（〇：主分担　△：従分担）(1/2)

リスクの種類		リスクの内容	負担者	
			本市	事業者
共通	募集リスク	募集要項等の誤り及び内容の変更に関するもの等	〇	
	応募費用リスク	応募手続に係る費用の負担		〇
	契約リスク	契約締結の中止	〇※1	〇※1
	政策変更リスク	本市の政策方針や事業計画の変更によるもの	〇	
	法制度リスク	本事業に特別に影響を及ぼす法制度の新設･変更に関するもの（税制度を除く。）	〇※2	
		上記以外で､本事業のみならず広く一般的に適用される法制度の新設・変更に関するもの（税制度を除く。）		〇
	税制度リスク	事業者の利益に課される税制度の新設･変更に関するもの		〇
		上記以外の税制度の新設・変更に関するもの	〇	
	許認可リスク	本市の事由による許認可の取得遅延	〇	
		上記以外による許認可の取得遅延		〇
	住民対応	本事業の実施そのものに関する住民意見へ対応が必要となった場合	〇	
		事業者が実施する業務に関する住民意見へ対応が必要となった場合		〇
	第三者賠償リスク	本市の事由による事故によるもの	〇	
		上記以外の事由による事故によるもの		〇
	不可抗力リスク	戦争、風水害、地震等その他自然的又は人為的な現象のうち通常の予見可能な範囲を超えるもの	〇※3	△※3
	環境リスク	事業者が行う業務に起因する有害物質の排出・漏洩や騒音・振動・光・臭気に関するもの		〇
	用地瑕疵リスク	本市があらかじめ提示した事業用地の情報･資料から合理的に想定できる地質障害や地中障害物等		〇
		上記以外の地質障害、地中障害物等	〇	
	物価変動リスク	物価の変動（インフレ・デフレ）によるもの	〇※4	△※4
	事業中止・延期・遅延リスク	本市の事由による事業の中止・延期・遅延	〇	
		上記以外の事業の中止・延期・遅延		〇
	性能リスク	要求水準未達によるもの（施工不良を含む。）		〇
	情報流出リスク	本市の事由による個人情報の流出	〇	
		上記以外の事由による個人情報の流出		〇

表　本事業における官民リスク分担（案）（〇：主分担　△：従分担）(2/2)

リスクの種類		リスクの内容	負担者	
			本市	事業者
整備	測量・調査リスク	本市が提示した測量・調査の不備	〇	
		上記以外の測量・調査の不備		〇
	設計遅延・設計費の増大リスク	本市の事由により設計の完了遅延･設計費の増大	〇	
		上記以外の事由による設計の完了遅延・設計費の増大		〇
	設計変更リスク	本市の事由による計画・設計変更等	〇	
		上記以外の事由による計画・設計変更等		〇
	工事遅延・工事費の増大リスク	本市の事由による工事遅延、工事費の増大	〇	
		上記以外の事由による工事遅延、工事費の増大		〇
運営及び維持管理	遅延リスク	本市の事由による運営及び維持管理開始の遅延に関するもの	〇	
		上記以外の事由による運営及び維持管理開始の遅延に関するもの		〇
	什器・備品管理リスク	本市の事由による什器・備品等の破損・紛失・盗難	〇	
		上記以外の事業期間中における什器・備品等の破損・紛失・盗難		〇
	什器・備品更新リスク	本市の事由による業務に関する什器・備品等の更新	〇	
		上記以外の事業期間中における什器・備品等の更新		〇
	契約不適合リスク	事業契約に規定する契約不適合責任期間中に見つかった施設の契約不適合		〇
		事業契約に規定する契約不適合責任期間後に見つかった施設の契約不適合	〇	
	業務内容変更リスク	本市の事由による業務内容変更	〇	
		上記以外の事由による業務内容変更によるもの		〇
	運営及び維持管理費増大リスク	本市の事由による運営及び維持管理費の増大	〇	
		上記以外の事由による運営及び維持管理費の増大		〇
	施設損傷リスク	本市の事由による施設の損傷	〇	
		上記以外の事由による施設の損傷		〇
	ごみ質の変動リスク	搬入されるごみ等の質の変動によるコスト負担の変動	〇※5	△※5
	ごみ量の変動リスク	搬入されるごみ等の量の変動によるコスト負担の変動	〇※6	△※6
	不適物混入リスク	搬入されるごみ等に不適物が混入していた場合のコスト増大(事業者の善良な管理者の注意義務をもっても排除できない場合)	〇	
		事業者の善管注意義務違反の場合		〇

※1 不正行為を除きそれぞれが発生した費用を負担する。(議会で承認されなかった場合も含む。)
※2 法制度変更により生じる費用の合理性で判断する。(例) 新たなリサイクル関連法が施行され、施設において選別工程の変更や選別作業の増加が生じ、設備改造や人員増加など明らかに当初契約時に見込まれていなかった費用負担が生じたときなど。
※3 不可抗力については、一定程度までは事業者が負担し、それ以上は本市が負担する。(例) 設計・建設費の 1%までは事業者負担、年間の運営委託費の 1%までは事業者負担など。
※4 建設費は物価指数等に連動した建設費変動規定を入れ、建設工事標準請負約款を踏まえ一定の範囲までは事業者が負担する。運営及び維持管理期間中の物価変動は一定の範囲までは事業者が負担する。
※5 搬入されるごみ等の質の変動は、計画ごみ質の範囲内の変動は事業者負担とし、計画ごみ質に対して著しい変動があった場合には、本市、事業者との協議とする。
※6 搬入されるごみ等の量の変動は、固定料金及び変動料金の２料金体制を採用することにより対応する。